

「総合デフレ対策」と「金融再生プログラム」の効果と評価（上） = 不良債権処理と産業再生の行方 =

法政大学教授 林 直嗣

『経営志林』法政大学経営学会 39 巻 4 号、2003 年 1 月、pp.185-193

目次

- 1 . はじめに = 総合デフレ対策の骨子 =
- 2 . 不良債権の分類と推移
- 3 . 税効果会計の見直し
- 4 . 資産査定 of 厳格化
(以上本号)
- 5 . 公的資金の注入と普通株転換による国有化
- 6 . 中小企業金融
- 7 . 産業・企業再生策
- 8 . 構造改革加速策とセーフティーネットの拡充
- 9 . 総合デフレ対策の効果と評価

1 . はじめに = 総合デフレ対策の骨子 =

9 月 12 日の日米首脳会談で、小泉総理は不良債権処理の加速を国際公約した。9 月 30 日小泉内閣改造で竹中経済財政担当大臣が金融担当大臣を兼務することになり⁽¹⁾、柳沢前金融担当大臣よりも金融システムの不健全性を厳しく認識した上で、不良債権処理を加速する政策方針を打ち出した⁽²⁾。これ以降日経平均株価は 9383 円から急速に下落し、バブル後の最安値を更新した。これは丁度ニューヨーク、ロンドンなどで世界的な同時株安が進行したことを背景としているが、不良債権処理加速策が持つ短期的なデフレ効果を市場が予測した効果もあり、その意味で巷間「竹中ショック」ともいわれている。

1 ヶ月後の 10 月 30 日には、政府は . 不良債権処理の加速や産業・企業再生への早期対応、 . 経済活性化に向けた構造改革加速策、 . セーフティーネットの拡充、などを柱とする総合デフレ対策として「改革加速のための総合対応策」を決定し、不良債権処理と産業・企業再生とを一体的に進めることになった。金融再生策は、「金融再生プログラム」として別途にまとめられ、主要行の資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点を重視している⁽³⁾。焦点の不良債権処理策では、税効果会計など自己資本の算定方法を厳格化することに対して与党や銀行界の強い反対に遭い、当初の竹中原案から大幅に後退した。しかし貸出債権の査定方法を厳格化し、自己資本不足に陥った場合には公的資金注入をすることを明記するなど、加速を強化する要衝は確保された。また他方でその痛みを和らげ、デフレ効果を相殺するために、「産業再生機構」を創設し、企業

再生や産業再編を促す政策も盛り込んだ。11月29日には「金融再生プログラム」の「作業工程表」が発表され、具体的な作業のスケジュール化が行われた。

不良債権問題は、バブル崩壊後、歴代政権が早期解決を謳いながらも実現できなかった課題であり、今次デフレ対策では「04年度までに主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させる」ことを目標とし、その抜本処理に向けて踏み出したことに意義がある。しかし銀行の信用創造機能が麻痺した状態で不良債権処理を加速すれば、「貸し渋り」や「貸し剥がし」という形で貸出の圧縮が進み、デフレ効果が強く出る懸念があるので、それを相殺するためには短期的には大型の景気対策も必要となる。

本稿では、先ず2節で増加する不良債権の現状を踏まえ、今次の総合デフレ対策と金融再生プログラムの意図と政策的意義を解明し、その効果を検討・評価することを目的とする。そこで3節では金融再生プログラムの「核ミサイル」となるべき税効果会計の見直しについて論じ、4節では「通常兵器」として取り揃えられた資産査定の際格化の手法について検討する。5節では銀行への公的資金注入と普通株転換による国有化の問題点を明らかにする。6節では中小企業金融の必要性について論じ、7節では総合デフレ対策の目玉となった産業・企業再生策を検討する。8節では構造改革加速策を論評するとともに、セーフティネットの拡充についても検証する。最後に9節では総合デフレ対策と金融再生プログラムの効果について検討・評価する。

2. 不良債権の分類と推移

銀行法では、貸出金の返済状況に応じて、リスク管理債権は、金利減免債権（3か月以上返済が遅れたり、金利減免など貸出条件を緩和した債権）、延滞債権（債務超過で返済がかなり遅れ、回収に懸念があるか、回収見込みのない債権）、破綻先債権（破産した企業への債権）に分類される。そのうち後二者の合計が狭義の不良債権、三者の合計が広義の不良債権である。95年の全国銀行の広義不良債権総額は、大蔵省発表で約40兆円とされ、住専処理を経て一時峠を越したかに見えた。97年の景気後退では不良債権問題が再燃し、年末には三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券が破綻して金融危機が深刻化した。2001年度3月期のリスク管理債権は、都銀・長信銀・信託の合計で19.3兆円、全国銀行の合計で32.5兆円、預金取扱金融機関の合計で40.4兆円であったが、2002年度3月期には、それぞれ27.6兆円、42.0兆円、53.0兆円へと増大した。

また99年3月期からは金融再生法に基づき、貸出先の財務状況を基準として、正常債権（黒字であり、又は赤字で財務状況が悪くても、返済が遅滞していない債権）、要管理債権（3か月以上返済が遅れたり、金利減免など貸出条件を緩和した債権）、危険債権（債務超過で返済がかなり遅れ、回収に懸念がある債権）、破産更生債権（破産したが、再生見込みのない企業への債権）と分類する方法も導入された。破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計は、金融再生法開示債権とされている。2001年度3月期の金融再生法開示債権は、都銀・長信銀・信託の合計で20.0兆円、全国銀行の合計で33.6兆円、預金取扱金融機関の合計で43.0兆円であったが、2002年度3月期には、それぞれ28.4兆円、43.2兆円、52.4兆円へと増大した。リスク管理債権では9.4兆円、金融再生法開示債権では12.6兆円の増加があったにもかかわらず、貸倒引当金は0.4兆円しか増えていない。

(表1) 不良債権と貸倒引当金の推移

(単位：兆円)

	金融再生法開示債権		リスク管理債権		個別貸倒引当金	
	1年3月	2年3月	1年3月	2年3月	1年3月	2年3月
都銀・長信銀・信託	20.0	28.4	19.3	27.6	3.9	4.7
(主要13行)	18.0	26.8	17.4	26.1	3.4	4.4
地銀・第二地銀	13.6	14.8	13.2	14.4	3.3	3.2
小計(全国銀行)	33.6	43.2	32.5	42.0	7.2	7.9
協同組織金融機関	9.4	9.2	10.9	11.0	2.8	2.5
合計	43.0	52.4	40.4	53.0	10.0	10.4

(注1) 破綻公表済みの金融機関を除く。

(出所) 金融庁

これに対して、98年3月期からは金融庁検査マニュアルに基づき、貸出先の返済状況と財務状況の両方を基準として、銀行が自己査定を行い、正常先債権(黒字であり、又は赤字でも黒字回復が見込まれ、返済に問題ない債権)、要注意先債権(赤字であったり財務状況が悪い企業への債権)、破綻懸念先債権(債務超過で返済がかなり遅れ、回収に懸念がある債権)、破綻先債権(破産したか、再生見込みのない企業への債権)と4つに分類している。広義不良債権である後3者の合計額は、同期で76兆円と大幅に増え、2000年9月期では全国銀行が約64兆円、信金など含めた総額では82兆円とさらに増えた。銀行法に基づく金利減免債権や、金融再生法に基づく要管理債権に相当するのは、この要注意先債権のうちの要管理先債権であるので、その差の分だけ自己査定に基づく不良債権の方が大きくなる。

(表2) 不良債権処分損の推移(全国銀行) (単位：億円)

	不良債権 処分損	累計	直接償却	累計	リスク管理 債権残高
92年度	16,398	16,398	4,235	4,235	127,746
93年度	38,722	55,120	20,900	25,135	135,759
94年度	52,322	107,442	28,085	53,220	125,462
95年度	133,692	241,134	59,802	113,022	285,043
96年度	77,634	318,769	43,158	156,180	217,890
97年度	132,583	451,351	39,927	196,107	297,580
98年度	136,309	587,660	47,093	243,200	295,270
99年度	69,441	657,101	38,646	281,846	303,660
00年度	61,076	718,177	30,717	312,563	325,150
01年度	97,221	815,398	32,042	352,308	420,280

(注1) 94年度以前は、都銀・長信銀・信託の主要行のみの計数。

(注2) リスク管理債権は、94年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計で、

95～96年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計である。

(出所)金融庁

不良債権の処分額は92年度以降2001年度までの累計で約82兆円に及んでいるが、そのうち直接償却の累計は約35兆円にすぎず、47兆円は引当金を充てる間接償却に留まっている。しかもリスク債権の残高は趨勢的に増大しており、10年前の92年度と比較すると約4倍にも膨れ上がっている。これは当初の甘すぎる査定を厳格化してきた結果でもあるが、長期化したデフレ不況の影響で企業の返済能力が著しく毀損してきたにもかかわらず、処理が追いつかないことを反映している。したがって不良債権処理を進めるためには、デフレの進行を食い止めることが極めて重要である。

3. 税効果会計の見直し

3.1. 繰延税金資産と自己資本の毀損

金融庁検査マニュアルに基づく銀行の自己査定による会計処理では、正常先債権と要注意先債権に対する貸倒引当金は、貸倒実績率を基準に、それぞれ0.1～0.2%、2～5%を充て、要管理債権と破綻懸念先債権は、担保処分見込額と保証の回収見込額を減じた残額につき、経営状態を考慮し、それぞれ15%、70%を充てる。破綻先債権は担保処分見込額と保証の回収見込額を減じた残額の100%を、貸倒引当金として充てるか直接償却する。引当金を充てる間接処理では会計上は損失扱いであるが、税務上は損失が確定していないので40%の法人税がかかる。そこで会計上と税務上の取り扱いの違いを埋めるために税効果会計の考え方が導入され、この法人税の前払い分は99年度から繰延税金資産として中核的自己資本(Tier1)に組み入れられるようになり、破綻して最終損失が確定すれば法人税から控除される⁽⁴⁾。しかし赤字決算で法人税を納付しなければ、そもそも控除できない。そこで各行とも繰延税金資産をできるだけ多く計上するため、次年度以降の予想収益を多めに見積もる誘因が働く。例えばUFJの場合、2001年度は1兆円を超える最終赤字を計上したにも関わらず、経営健全化計画では2002年度1200億円、2003年度3341億円、2004年度3773億円と、右方上がりの最終黒字を見積もっている。そこでこうした収益見積もりに基づく繰延税金資産の資本性については、過大に評価しているのではないかという疑問が提示されている。

02年3月期連結ベースでの大手行7グループの中核的自己資本は約18.7兆円であり、そのうち繰延税金資産は8.2兆円、公的資金(優先株)は6.0兆円であるから、それぞれ実に44%、32%を占め、合計では76%も占める。三井トラスの場合、前者が中核的自己資本に占める割合は、71%と過半数に及び、みずほ、三井住友、UFJでは約5割に及んでいる。本来は中核的自己資本の中心をなすべき資本金、準備金、剰余金などは、僅か2.9兆円(16%)にすぎない。自己資本は、基本的項目(中核的自己資本:Tier1)と補完的項目(Tier2)とに大別され、基本的項目は資本金、準備金、剰余金(-株式含み損の60%)など本来の資本金の他、繰延税金資産、優先株等の公的資金などから構成され

る。補完的項目には、劣後債や劣後ローン、株式含み益や土地含み益の 45 %、など事業会社では通常は自己資本に計上されない項目が含まれている。大手行は地方銀行に比べてバブル期まで補完的項目に頼ることが多く、株式含み益が増えたり含み損が減れば自己資本は増大する一方、株式含み益が減ったり含み損が増えれば自己資本は減少する傾向が強かったため、バブル崩壊後はその影響をもろに受けた。このように資本毀損が著しい現状は極めて異常であるので、できるだけ早期に正常化していくべきことが指摘されてきた。

3.2. 繰延税金資産の見直し

そこで税効果会計に関する竹中原案では、自己資本を充実させるために、米国並みに繰延税金資産の算入を向こう 5 年間から 1 年間に短縮するか、中核的自己資本への算入上限を 10 %としていた。これを強硬に実施すると、大手行の繰延税金資産は約 6.7 兆円が吹き飛び、ほぼ 5 分の 1 に激減して、大手行の自己資本比率は大幅に低下し、りそな HD と三井トラスト HD は BIS 国際統一基準の 8 %を割り込んでしまう。自己資本不足となれば、分子の自己資本を増やすか、分母のリスク資産を減らすしかない。銀行不信が根強く、株価が低迷している中では、公募増資は事実上不可能である。そこで大手各行は、貸出金利の引き上げなどで利益を積み増すことにより、増資の原資を確保しようとしている。しかし資金需要が低迷している中では、貸出金利の引き上げもなかなか難しく、自己資本比率が大きく低下する場合には、公的資金注入を受けざるを得ない局面に追い込まれる恐れがある。

(表 3) 繰延税金資産の見直しによる自己資本比率の低下 (単位: 億円、%)

	自己資本	Tier1	自己資本比率	繰延税金資産	繰延税金資産 1年分	自己資本比率	繰延税金資産 10%	自己資本比率
みずほHD	99,599	50,291	10.56	24,934	10,058	8.45	5,029	8.45
三井住友	70,608	37,194	10.45	18,433	7,439	8.27	3,719	8.27
三菱東京FG	62,205	31,811	10.30	9,851	6,362	9.00	3,181	9.20
UFJ HD	56,606	29,573	11.04	14,563	5,915	8.77	2,957	8.78
りそなHD	25,175	25,175	8.73	8,322	5,035	6.42	2,518	6.72
住友信託	12,936	7,341	10.86	2,467	1,468	9.21	734	9.41
三井トラストHD	10,769	5,478	10.59	3,896	1,096	7.53	548	7.30
合計	337,898	186,863	10.41	82,466				

(注 1) 2002 年 3 月期決算の連結ベース・データ。

(注 2) 連結自己資本比率は、三井トラスト HD が第二基準(国内基準)であり、他は第一基準(国際統一基準)。

(注 3) 繰延税金資産は繰延税金負債を控除した純概念で、繰延税金資産 1 年分は 5 年分

を5で割って算出し、10%上限は中核的自己資本の10%とした。

(出所) 各社有価証券報告書から作成

そこで銀行界首脳や与党自民党は強い反発を示し、米国では直接償却が無税でやりやすいのに対して、日本では無税償却がやりにくい制度なので、いきおい有税(40%)の間接償却(貸倒引当)が多くなり、繰延税金資産が積み上がってきた、と反論した。だから制度の違いを無視して算入期間や算入上限だけを米国並みにするのは無理であり、また会計ルールを2003年3月期から突然変更するのも無理であって、原案を実施して自己資本比率が基準以下になる場合には、貸出が減少してクレジット・クラッチが激化し、いっそうのデフレ圧力が掛かると指摘した。

そこで最終案では、「繰延税金資産の資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討」するに留め、実施時期も明記しなかった。これは竹中原案からの大幅後退であり、事実上の先送りであるが、方向性は示された。むしろ落とし所を見定めた上で、あえて強硬な原案を最初に提示し、譲歩をする形で妥協したとも推察できる。税効果会計見直しは銀行に対してまさに「核ミサイル」ほどの威力を持っている⁽⁵⁾。

3.3. 無税償却の税制改正

税効果会計を見直すためには、他方で直接償却をやりやすくする税制改正が必要であるとの判断から、破綻懸念先以下の債務の償却を無税対象とする制度の導入を検討し、無税直接償却の担保要件を緩和することなどを盛り込んだ。前者については、現在は法的整理の確定か債権放棄の当局認知をすれば、引当金の50%の損金算入を認める例外措置を取っており、アメリカなどと比べても優遇されている⁽⁶⁾。この優遇措置が却ってオフバランス化の最終処理を遅らせてきた懸念がある。税務上はカネの処理(間接処理)では損金算入を認めず、モノの処理(最終処理)をして初めて損金算入を認めるからこそ、間接処理に留まらずに最終処理を行うインセンティブが働く。無税直接償却をやりやすくする制度的改善はともあれ、引当段階(間接処理)での損金算入を無闇に認めることは、最終処理をするインセンティブを却って損なう懸念がある⁽⁷⁾。無税償却はあくまでオフバランス化の最終処理の段階で認めるべきであって、引当段階では認めるべきではない。

また欠損金が出た場合に前年度法人税を還付する繰り戻し還付金制度が、92年度から03年度まで凍結されてきたが、これを解除したり、遡及期間を1年から15年に延長することを検討課題とした。さらに欠損金の繰り越し控除期間を、現在の5年から10年程度にまで延長することも検討することとした。これらの減税効果は総額9.5兆円規模になるものと見積もられているが、現在の大手行全体の繰延税金資産を上回る規模であり、総国税収入の2割にも及ぶほど巨額であるので、銀行だけにこうした優遇税制を認めることには財務省は難色を示すであろう。

3.4. 直接償却の促進

銀行業界から要望のあった直接償却の促進については、税制改正だけでなく適正な不良債権市

場を育成する観点からも対策を講じることが好ましい。2001 年度実績で大手行の破綻先債権総額は 3.2 兆円であり、破綻懸念先の債権総額は 12.2 兆円であったが、これらは現段階では法的整理、私的整理（債権放棄）、債権売却のいずれかを選択するしかない。

会社更正法、民事再生法、破産法による法的整理については、裁判所の管轄下で処理を行うため、手続きは厳格に行われ、問題はこじれる危険性は私的整理よりは少ないが、時間がかかるという難点がある。日本では司法試験を少し緩めにして、弁護士を従来より多く育成するという方向で、法科大学院を開設する動きが高まっているが、育成には時間のかかることですぐには対応ができない。

再建計画の策定を条件にして銀行が借金の棒引きをするのが債権整理であり、話し合いで会社の清算をするのが任意清算である。取引の当事者同士で処理する私的整理であるため、時間もかからず柔軟にできるが、内容が不透明であり、債権放棄額が不十分で再建がうまく進まなかったり、追加不良債権が生じる場合がある。

整理回収機構（RCC）の債権買取総額は、実は規模で見ると 1 兆円にしかなっていない。整理回収機構は、金融再生法 54 条により「3 年を目途とする回収」を条件としており、時価から向こう 3 年の債権劣化を割り引いて買取価格を設定していることがネックとなって、サービサーより魅力的とはいえず、買取総額はなかなか伸びない⁽⁸⁾。これに対して民間のサービサーは RCC より買取条件がよく、業務範囲が拡大したので、既に 63 兆円にまで買取総額が膨らんで、急速に市場が拡大している⁽⁹⁾。ただし、不動産不況が続く中で競売手続きに時間がかかり、競売価格が市場実勢より低く、また虫食い開発や複雑な抵当権が絡むので、担保不動産の売却は容易ではない。実際に回収ができていないのはまだ 3 兆円にしか過ぎず、これから活躍が期待される。間接償却に留まらず、オフバランス化を円滑に進めるためには、直接償却をやりやすくする制度的改善が必要である。

さらに最近マーケットで出てきている方法として、デリバティブの一種のクレジット・デリバティブ（credit derivatives）がある。クレデリの売り手は、ある企業が倒産した場合、その貸出債権の元本保証をする契約を一定のプレミアムで売り、銀行がそれを買う。まとめてこれを合成債務担保証券（CDO）として発行するということもある。銀行はなぜ優良企業のクレドリを購入するかというと、自己資本比率を上げる手段として便利だからである。優良企業はまず倒産する危険性はないからクレデリの売り手は出てくる。銀行はクレドリを買えば、売り手に元本保証をしてもらえるので、貸出債権を帳簿上から減らして、分母のリスク資産を減らすことができる。すると、実態としては変わりなくても、帳簿上は自己資本比率を上げることができるので、日本でもこれを導入しようという動きが銀行界でも出ている。ただし、金融庁は 1 年未満のものについては、警戒をしている。

4．資産査定厳格化

税効果会計の見直しという“核ミサイル”では竹中原案からの大幅後退があったものの、特別検査での引当不足の公表、DCF 方式の導入、債務者区分の不統一の是正など、資産査定の厳格化により銀行を追い詰める“通常兵器”が取り揃えられた。

4.1. 引当不足の公表と東京地裁判決

先ず金融庁による特別検査を再実施したり、自己査定との格差を公表することとした。すでに11月8日には第1回目の公表が行われ、主要15行に対する00年3月期から01年9月期の第1巡目検査では、分類以下の自己査定額は34.6兆円で、金融庁検査の47兆円より36%も不足があり、償却・引当額では5兆円(47%)もの不足があった。50%以上の不足は5行にも及んだ。2巡目検査では乖離は縮小している。格差が大きかった銀行に対しては、正当な理由なく改善しない場合は、業務改善命令が出される。次は03年度3月期に特別検査の再実施が行われる。

(表4) 主要行の自己査定と当局検査の格差

1. 不良債権額 (単位: 億円、%)				
	自己査定 (a)	当局査定 (b)	乖離幅 (c)=(b)-(a)	乖離率 (c)/(a)
1 巡目検査	346,111	470,197	124,086	35.9
2 巡目検査	119,795	137,219	17,424	14.5
2. 償却・引当額 (単位: 億円、%)				
	自己査定 (a)	当局査定 (b)	乖離幅 (c)=(b)-(a)	乖離率 (c)/(a)
1 巡目検査	103,947	152,870	48,923	47.1
2 巡目検査	34,011	42,074	8,063	23.7

(注) 1 巡目検査は主要15行を対象とし、2000年3月期から01年9月期まで。2 巡目検査は主要12行中5行に対して、01年9月期から02年3月期まで。

(出所) 金融庁

日本長期信用銀行の粉飾決算事件で、9月10日東京地裁は「3分類や4分類に分類される債権にもかかわらず、第2分類に格上げして必要な引当を圧縮した」、「不良債権に対して3130億円の償却または引当をしなかったため、その結果虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した(証券取引法違反)。かつ償却または引当をしないことで、過大な配当をした(商法違反)」として、旧経営陣に懲役2~3年の有罪判決を下した。引当不足は単なる経営判断ミスではなく、証券取引法違反や商法違反など違法行為を誘発する不作為行為となる⁽¹⁰⁾。この判決は判例として今後、引当不足に起因する違法行為に同様に適用されるものと見られるので、査定厳格化の流れは強まらざるを得ないであろう。

4.2. DCF方式の導入

貸倒引当金を充てる間接処理では、不良債権は貸借対照表に残るので、いわば塩漬け処理に過ぎず、担保価値の低下や経営状態の悪化により、不良債権額はさらに増える。現在

のようにデフレ下で不良債権が増えるときには、過去の貸倒実績率に基づく方法だと引当は薄くなる傾向がある。そこで主要行の要管理先大口債務者については、DCF(discount cash flow)方式による個別的引き当てを原則とし、早急に具体的手法を検討することとした。これは個別企業への貸出から得られる各期の将来収益(キャッシュフロー)を先ず見積もって、それを当初の約定貸出実効金利で割り引いた割引現在価値に基づいて貸出債権を査定するアメリカ流の方式で、債務者区分もこれによる⁽¹¹⁾。アメリカ会計基準では、財務会計基準書 114号、及び 118号に規定されている。要管理先であっても、赤字企業で将来収益があまりないと見積もられる場合には、貸出債権の実質価値は低く査定され、破綻懸念先に転落することもある。

問題は将来キャッシュフローの見積もり方法にある。債務者が提出する経営再建計画は、例え現在赤字決算でも将来は右肩上がりで黒字が増えてくるという具合に、“バラ色”の予想に基づいていることが多い。これに対して債権者は、今後の経営計画や再建計画、有利子負債の状況など貸付先からの収集情報、収益力や自己資本、流動性など貸付先企業の分析、市場成長性、市場競合性、需給バランスなどの業界分析、投資計画や資産処分計画の検討、借入、増資、社債発行など資金調達計画などの項目について、合理的で裏付け可能な仮定に依拠して必要な修正を加える。その結果見積もられた将来キャッシュフローで、有利子負債の各年度の約定返済がいつまで履行可能か査定し、不能となる時点が“破産”と判定される。破産の懸念がある企業は、要管理先から破綻懸念先に区分変更され、引当金の積み増しが必要となる。要管理先大口債務企業で金融支援を受けていても、債権放棄をしてもらって有利子負債が減少すれば、要注意先に区分が変更されていることもある。したがってDCF方式の適用を、要管理先大口債務者だけに限定することは、必ずしも整合的ではないが、実際に収益見込みを立てて業績目標の管理ができるのは要管理先大口債務企業である。

(表5) 要管理債権の査定厳格化による自己資本比率の低下 (単位: 億円、%)

	リスク資産	自己資本	自己資本比率	要管理債権引当率	引当率 35%時の引当金増	35%時の自己資本比率	引当率 50%時の引当金増	50%時の自己資本比率
みずほHD	942,889	99,599	10.56	20.44	1,998	10.35	4,056	10.13
三井住友	675,480	70,608	10.45	21.75	1,772	10.19	3,777	9.89
三菱東京FG	603,358	62,205	10.30	28.40	0	10.31	1,421	10.07
UFJ HD	512,530	56,606	11.04	19.11	3,209	10.42	6,238	9.83
りそなHD	288,303	25,175	8.73	30.96	280	8.64	1,318	8.27
住友信託	119,080	12,936	10.86	43.36	-71	10.92	57	10.82
三井トラスト	101,612	10,769	10.59	16.59	454	10.15	824	9.79

(注1) 2002年3月期決算の連結ベース・データ。

(注2) UFJの要管理債権引当率は「要管理先」の引当率を使用。東京三菱は今中間期に35%まで引き上げるため、35%時の引当金増は0。

(出所) 要管理債権引当率、引当率35%時の引当金増、引当率50%時の引当金増については、『週間ダイヤモンド』(2002.10.26号、p.34)が計算したデータを引用。他は各社有価証券報告書から作成。

東京三菱はニューヨーク証券取引所に上場しているため、必要上 DCF 方式をすでに導入済みである。東京三菱の要管理先引当率は米国並に 35%と非常に高いが、2割強の他グループは DCF 方式の導入により軒並み引当金の積み増しが必要となり、要管理債権の引当率を東京三菱並みに 35%に引き上げれば、自己資本比率が 8%を割る大手行も出てくる。各銀行が DCF 方式に習熟して資産査定ができるようになるには、ある程度の期間が必要と見られ、また金融庁検査官にもノウハウの修得が要請される。

4.3. 債務者区分の不統一の是正、検証の厳正化

大口債務者に対する銀行間の債務者区分の不統一も是正を要求した。米国ではシェアード・ナショナル・クレジット・プログラム (shared national credit program) と呼ばれ、メインバンクが基準だが、日本ではメインバンクの査定はむしろ甘いので厳しい銀行を基準とする。例えば熊谷組に対して、メインバンクの三井住友銀行は要管理先と分類し、20%の引き当てであるが、東京三菱並みに破綻懸念先とすれば 70%の引き当て (3500 億円) が必要となる。

再建計画の検証を専門家等の検証チームによって厳格化したり、担保評価を不動産鑑定士など第三者に依頼して検証を厳正化することも盛り込んだ。銀行が自行系列の不動産会社や不動産鑑定士に「言い値」で鑑定を依頼すると、市場相場よりも水増しすることもあると言われる。正常先、要注意先、要管理先は、売り急ぎや買い進みが無いという条件の下で、対象不動産の最有効利用を前提として、「正常価格」で評価し、2~3年に1度の割合で評価替えをしているものの、時価よりはかなり高く評価されている。03年1月から不動産鑑定評価基準が改正され、DCF方式の導入などにより収益性重視の基準となり、土壌汚染の有無や情報通信基盤の利用難易などの要因も評価項目に入れることになる。従来からも収益還元法では DCF 方式の考え方はあったが、算定の基礎情報を正確に得ることがなかなか困難であったため、実際には取引事例比較法が主に用いられてきた。ところが不動産鑑定評価基準の改正により、独立系不動産鑑定士による鑑定価格は、従来の「正常価格」よりは時価に近づくと見られ、物によっては 3~4割の減損評価になることもある。

破綻懸念先以下の債権は、オフバランス向けであるため、売り急ぐ必要があり、今実際に市場で売れる「特定価格」で評価される。これは「正常価格」より大幅に低く、今まで要管理先以上の債務者区分がされていたものが、査定厳格化で破綻懸念先に落ちた場合には、担保評価が大幅に落ちて引当不足が起きる。

担保評価が下がれば、それに見合っただけ引当金の積み増しが必要となる。大手行の貸出金の 4割は不動産担保でカバーされているので、担保評価が 1割下がれば大手行で約 5000

億円、2割下がれば約1兆円の引当不足が生じる。さらに債務者区分が悪化する場合には、一層の引当不足が増えて、引当金も追加せざるを得ない。

(注)

* 本稿の骨格は、国会の参議院議員会館における筆者の講演「竹中経済改革について」(於2002年11月25日)に基づいている。

(1) 米大統領経済諮問委員長ハバード(2003)は、小泉改造内閣は「改革の新たな確約を表し、不良債権処理加速と銀行不安を緩和する決定的措置」と賞賛し、日本の不良債権処理加速を歓迎している。

(2) 大村・水上・高橋(2002)による銀行健全性基準の主成分分析によれば、欧米の銀行では基礎収益力と安全性が有意であったのに比べ、邦銀15行は資産の質が筆頭主成分で基礎収益力は4番目にすぎず、共通のシステミック・リスクを抱えていて、不健全性が高いと指摘している。

(3) 金融ビジネス(2003年1月号、p.12)が指摘するように、金融庁の「金融分野緊急対応戦略プロジェクトチーム」の会議では、中原伸之元日銀政策委員会審議委員の案と、保岡興治自民党国家戦略本部事務総長の「金融改革断行宣言」とを主な叩き台として、審議されたといわれる。

(4) 貸借対照表の資産の部には繰延税金資産が計上されるのに対して、負債の部には繰延税金負債が計上される。後者は未実現の株式評価益などに対して、将来もしそれが実現されて、かつ黒字決算となる場合には、法人税がかかるので、負債と認識されている。資本金に組み込む場合には、正しくは前者から後者を差し引いた繰延税金純資産を計上する。

(5) 竹中金融担当大臣の相談相手と目される保岡興治・自民党国家戦略本部事務総長は、「核ミサイル」は……時期を明記しなかったが、通常兵器はきれいに揃った」と評価している。保岡(2003)。

(6) 高橋(2002a)は、「1992年から米国内国歳入庁は、金融監督当局の貸出金分類基準を採用する金融機関に対しては、当該基準に基づき回収不能とした決算上の直接償却を税務上損金扱いと推定することとした」と指摘する。よって無税直接償却は米国の方がやりやすく、間接償却の50%無税化では日本の方が優遇していると言える。

(7) 高月(2002)によれば、「アメリカでは1986年の税制改正により、銀行に損金の繰り戻し・繰り延べの特例を認める一方、総資産5億ドル以下の銀行を除き、引当段階での損金処理は認められなくなった。」そのためオフバランス化で損金処理が認められないので、逸失利益を最小化するためにオフバランス化を急ぐことになる。

(8) 野崎(2002)は、RCCの買取姿勢が積極化しないのは、買取後の2次ロスを意識しすぎて買取価格を設定している点の他に、2次ロスの財政負担に対して政治的コミットメントがない点にあると、指摘している。

(9) 田代(2002)は、サービサー法(債権管理回収業に関する特別措置法)が2001年に改正され、対象債権と業務範囲が一挙に拡大され、正常債権を取り扱うプライマリー・サービサー、不良債権を取り扱うスペシャル・サービサー、両サービサーを統括するマスター・サービサー、サービサーの業務を代行するバックアップ・サービサーなどの参入が進んだ、と指摘する。

(10) 高橋(2002b)は、この判決を詳細に検討しながらも、「経営者が適切な引当金を積まないことは、経営判断の問題ではなく違法行為である」という厳しい解釈をしている。しかし適切な引当金を積まないことと、それに起因する虚偽記載や違法配当などの違法行為とは、区別されるべきであろう。

(11) 小川(2002)は、DCFは単なる引当金算出方法ではなく、その本来のコンセプトは、約定回収の可能性に基づいて貸付金を減損評価することである、と指摘している。